

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)	
地域名 (地域内農業集落名)	新村 (新村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・新村区には、約30.21haの農地(水田)がある。当区には、個人の認定農業者はなく、Aが集落営農を担っている。他には、西出区や西山区の農業者に耕作を委託している現状である。現在、区内個人耕作者は、3戸で約2.40haを耕作している。将来、農事組合法人は、存続が難しいため、他地区の認定農業者が耕作することになる。

・集落内で農業への関心が薄れてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内の利用者(1戸)と他地区の利用者は、水稻を主体とする。将来当地区の6割以上を担う法人は、水稻を主要作物としつつ、高収益作物である野菜の作付けを行う。認定農業者が効率よく作業できるような体制や整備を整えられるように地域で検討していく。

当区では、アンケート調査をした結果、今後新規就農者は見込めない状況である。現在の区内の耕作者(3戸)は、1戸をのぞいて10年をめどに離農することが伺える。このことから、当区に該当する農地(水田)の将来は、殆どが隣接区(西出、西山)の担い手農家に委託することとなる予定。

・当面は、効率的な農業を行うため、肥料散布の効率化、作業時間短縮、用水の効率的な活用が図れる取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地区の農業を担ってくれる法人を中心に話し合いを行い、集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクを通じて、農地の貸借を進め段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・未定
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在、当区では新規就農者は見込めない
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取り組みによる水路等の保全				